

第4章 工事の技術的基準及び設計者資格

本県では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、他法令を含めた宅地造成等に関する工事の全般的な技術的基準を策定しています。詳細は、長崎県のホームページで公表しています。

- 長崎県「盛土規制法の技術的基準等について」

省令・規則で定める様式は、下記の長崎県ホームページからダウンロードできます。

○長崎県土木部盛土対策室HP → [盛土規制法の手続き](#) → [技術基準](#)

[技術基準 | 長崎県](#)

4 - 1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

許可が必要となる宅地造成、特定盛土等に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

なお、本基準に記載がない事項については、「**盛土等防災マニュアル**」(技術的助言別添5)、「**盛土等防災マニュアルの解説**」(盛土等防災研究会)、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」(技術的助言別添8)等の、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

【宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	7条1項1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	7条1項2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段切りその他の措置)について
	7条2項1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	7条2項2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他の省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認(土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算)について
	7条2項3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策(地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置)について
擁壁の設置に関するもの	8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	9条～13条	擁壁の構造について(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について(注1)
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	14条1項1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	14条1項2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	15条1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による浸食からの保護について(石張り、芝張り、モルタルの吹付け等)
	15条2項	地表面の雨水その他地表水からの浸食からの保護について(植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	16条	排水施設の構造、機能について
技術的基準全般	20条2項	県細則による基準の強化・付加について(注2)

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条、第20条)

注1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注2：本県の細則により、技術的基準の強化・付加「技術的基準の付加」について、定めています。

(細則第6条)

細則については、長崎県ホームページで公表しています。

表 1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準（許可対象工事に適用。政令で規定）

技術的基準	政令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	7条1項1号	盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。 イ おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。 ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。 ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
	7条1項2号	著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
	7条2項1号	盛土又は切土（政令3条4号の盛土及び同条5号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
	7条2項2号	山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして省令12条で定める土地において高さ15mを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
	7条2項3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。
擁壁の設置に関するもの	8条	1 法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。 一 盛土又は切土（政令3条4号の盛土及び同条5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。 イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であってその土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面 (1)その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの (2)その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5m以内の部分に限る。） ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ハ 14条1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。 2 前項1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。 【擁壁の設置が必要となる盛土又は切土】政令3条1号から3号 1 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さ1mを超える崖を生ずることとなるもの 2 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さ2mを超える崖を生ずることとなるもの 3 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さ2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

9 条	1 前条1項2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。 - 一 土圧、水压及び自重（以下この条及び14条2号口において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。 - 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。 - 三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。 - 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。 - 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。 - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの2/3以下であることを確かめること。 - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗抗力その他の抵抗抗力の2/3以下であることを確かめること。 - 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。 - 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。 - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令90条（表1を除く。）91条、93条及び94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値 - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗抗力その他の抵抗抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。
10 条	8条1項2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。 - 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（1条4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40cm以上、その他のものであるときは70cm以上であること。 - 二 石材その他の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。 - 三 前2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。 - 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの15/100（その値が35cmに満たないときは、35cm）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの20/100（その値が45cmに満たないときは、45cm）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
11 条	8条1項1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令36条の3から39条まで、52条（3項を除く。）72条から75条まで及び79条の規定を準用する。
12 条	8条1項1号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3m²以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5cm以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

	13 条	法12条1項又は16条1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2mを超えるもの（8条1項1号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令142条（同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。
	17 条	構造材料又は構造方法が8条1項2号及び9条から12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるもの（注1）については、これらの規定は、適用しない。
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	14 条	法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。 一 盛土又は切土（3条4号の盛土及び同条5号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に8条1項1号（八に係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象（ ）が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。 イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。 ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。 ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。 （ ）主務省令で定める事象（省令31条） 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の侵入 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	15 条	1 法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。 2 法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。 一 7条2項1号の規定による措置が講じられた土地の地表面 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面（注2）
排水施設の設置に関するもの	16 条	法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。 イ 管渠の始まる箇所 ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

		八 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。 六 ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているものであること。 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。
--	--	--

注 1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注 2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令 18 条）

別表第 1（第 8 条、第 30 条関係）

土 質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの	35 度	45 度

別表第 2（第 9 条、第 30 条、第 35 条関係）

土 質	単位体積重量（1 m ³ につき）	土圧係数
砂利または砂	1.8 トン	0.35
砂質土	1.7 トン	0.40
シルト、粘土、またはそれらを多量に含む土	1.6 トン	0.50

別表第 3（第 9 条、第 30 条、第 35 条関係）

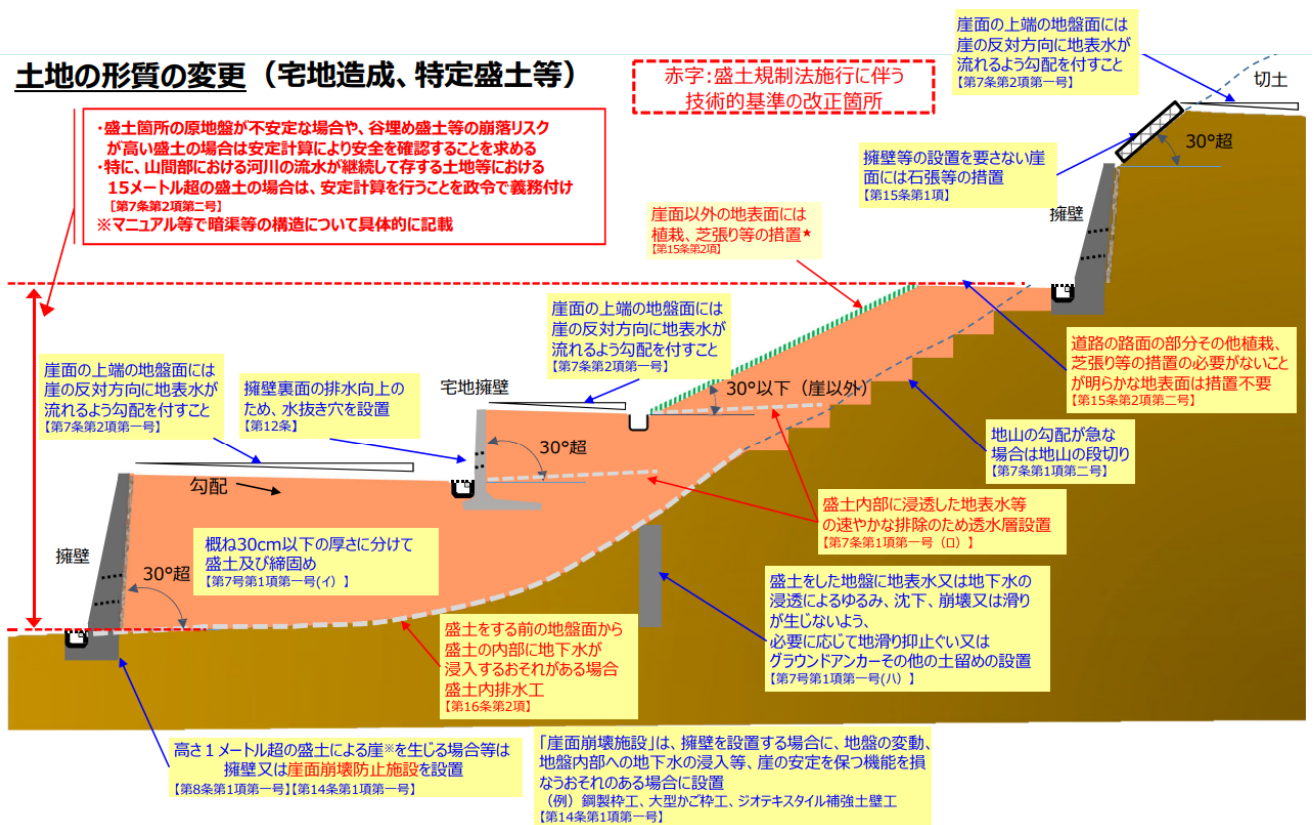
土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利、砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15cm までの深さの土を砂利または砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第 4（第 10 条、第 30 条関係）

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部分の厚さ
第 一 種	岩、岩屑、砂利又は砂利 混じり砂	70 度を越え 75 度以下	2m 以下	40cm 以上
			2m を越え 3m 以下	50cm 以上
		65 度を越え 70 度以下	2m 以下	40cm 以上
			2m を越え 3m 以下	45cm 以上
			3m を越え 4m 以下	50cm 以上
		65 度以下	3m 以下	40cm 以上
			3m を越え 4m 以下	45cm 以上
			4m を越え 5m 以下	60cm 以上

第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70 度を超え 75 度以下	2m 以下	50cm 以上
			2m を越え 3m 以下	70cm 以上
		65 度を超え 70 度以下	2m 以下	45cm 以上
			2m を越え 3m 以下	60cm 以上
			3m を越え 4m 以下	75cm 以上
		65 度以下	2m 以下	40cm 以上
			2m を越え 3m 以下	50cm 以上
			3m を越え 4m 以下	65cm 以上
			4m を越え 5m 以下	80cm 以上
第三種	その他の土質	70 度を超え 75 度以下	2m 以下	85cm 以上
			2m を越え 3m 以下	90cm 以上
		65 度を超え 70 度以下	2m 以下	75cm 以上
			2m を越え 3m 以下	85cm 以上
			3m を越え 4m 以下	105cm 以上
		65 度以下	2m 以下	70cm 以上
			2m を越え 3m 以下	80cm 以上
			3m を越え 4m 以下	95cm 以上
			4m を越え 5m 以下	120cm 以上

土地の形質の変更（宅地造成、特定盛土等）



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの
★宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定

出典：国土交通省資料

【擁壁設置が不要となる切土がけ】

〔政令 8 条、別表第 1〕

土 質	がけ高さに関係なく擁壁不要	がけの上端から垂直距離 5 m 以内において擁壁不要	がけの高さに関係なく擁壁が必要
軟 岩 (風化の著しいものを除く。)	がけ面の角度 60 度以下	がけ面の角度が 60 度を 超え 80 度以下	がけ面の角度 80 度を 超えるもの
風化の著しい岩	がけ面の角度 40 度以下	がけ面の角度が 40 度を 超え 50 度以下	がけ面の角度 50 度を 超えるもの
砂利、真砂土、関東ローム、 硬質粘土、その他これらに 類するもの	がけ面の角度 35 度以下	がけ面の角度が 35 度を 超え 45 度以下	がけ面の角度 45 度を 超えるもの
上記以外のもの	がけ面の角度 30 度以下	—	がけ面の角度 30 度を 超えるもの

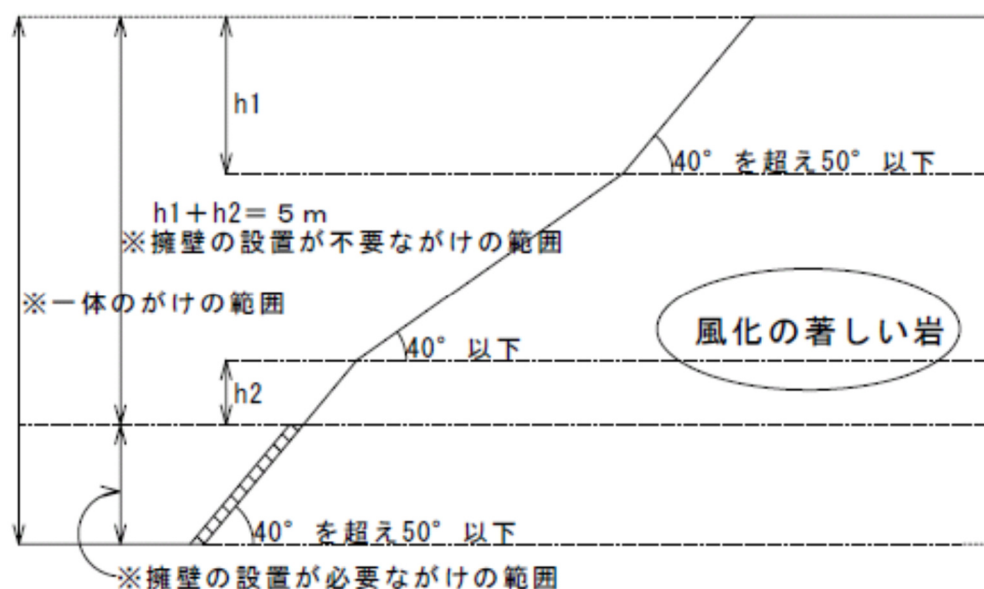


図4-1 擁壁の設置を要しない切土がけの解説（「風化の著しい岩」の場合）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 8 条の規定により、原則としてがけ面の擁壁設置が必要となります。図 4 - 1 の擁壁の設置が不要となるがけの範囲の適用（政令 8 条、別表第 1）については、地質調査等による土質確認が前提になります。

4 - 2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

許可が必要となる土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、安全な地盤、排水施設等の設置その他土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

なお、法に定める技術的基準に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアル」（施行通知別添5）や「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会）等の、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

【土石の堆積に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い、必要となる措置に関するもの	19 条 1 項 1 号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	19 条 1 項 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	19 条 1 項 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	19 条 1 項 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	19 条 1 項 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	19 条 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

（法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 19 条、第 20 条）

表 2 土石の堆積に関する工事の技術的基準（許可対象に適用。政令で規定）

技術的基準	政令	内 容
土石の堆積に関する工事の技術的基準 （政令 19 条）	19 条 1 項 1 号	堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が1/10以下である土地において行うこと。 【省令32条】 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が1/10以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。
	19 条 1 項 2 号	土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
	19 条 1 項 3 号	堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が1/10以下であるものに限る。）を設けること。 イ 堆積する土石の高さが5m以下である場合 当該高さを超える幅の空地 ロ 堆積する土石の高さが5mを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地

19条1項 4号	堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。 【省令33条】 土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。
19条1項 5号	雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
19条2項	前項3号及び4号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。 【省令34条】 1 次に掲げるいずれかの措置とする。 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設(次項において「鋼矢板等」という。)を設置すること 二 次に掲げる全ての措置 イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置 2 前項1号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない

【土石の堆積の考え方】

「盛土等防災マニュアル」より抜粋引用

1. 土石の堆積の定義

土石の堆積とは、盛土規制法で指定される規制区域において行われる、一定期間を経過した後に除去することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為である。

なお、土石の堆積の許可期間は最大5年とする。

- 土石の堆積は一定期間を経過した後に除却することを前提とした行為であり、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積等が該当する。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物や産業副産物等については土石の堆積の対象外)
- 工場等については、原料の土石を堆積する場合であっても、土石の堆積の対象外とする。ただし、土石に該当する製品を主に製造する工場等(土質改良プラント等)については、原料を含めて土石の堆積の対象とする。
- 土石の堆積における土石とは、「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物を指すものとする。

(1) 土砂に該当するもの

- ・ 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土(以下「土」という。)
- ・ 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの(以下「石」という。)を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ・ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ・ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良剤、吸水効果を有する有機材又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの

(2) 岩石に該当するもの

- ・(1)に規定する石(地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの)
- ・建設廃棄物を石と同等の性状にしたもの

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物や産業副産物等については土石の堆積の対象外)

- 廃棄物処理施設から製品として出荷された土石を一時的に堆積する場合においても、面積規模等によっては盛土規制法の規制対象となる。
- 建設汚泥処理土については、自治体におけるリサイクル製品認定又は建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る認証を受けた、品質が証明され、適正な利用が可能と判断される製品を用いることが望ましい。

2. 土石の堆積の許可期間

- 土石の堆積は一定期間を経過した後に除去することを前提とした行為であるため、除去するまでの堆積期間をあらかじめ計画し、許可申請時に申告する必要がある。
- 既存盛土についておおむね5年ごとに基礎調査により分布等について調査を行うことから、5年以上にわたり除去されない土石の堆積については盛土に該当するものとして安全性等を経営されるべきであることを踏まえ、土石の堆積期間は最大5年とする。

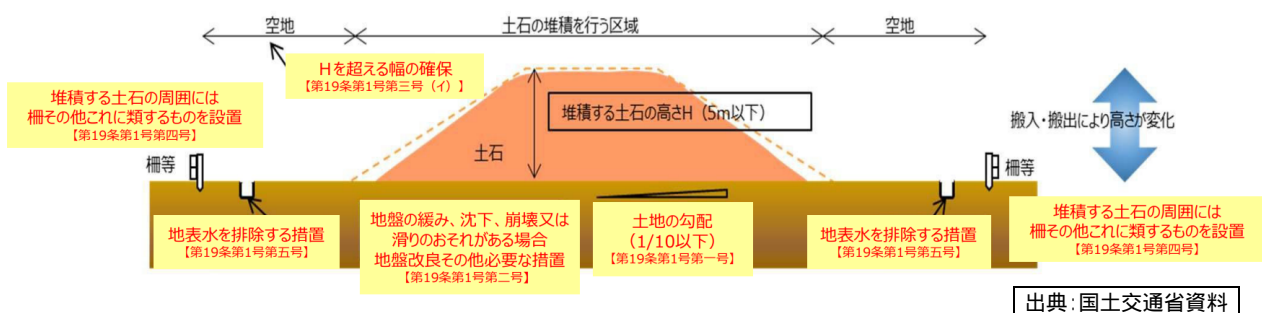
【許可申請における土石の堆積の堆積期間】

- ・ 土石を堆積する期間は、原則、許可期間は5年以内とする。
- ・ 許可の日から5年を超えて土石を堆積を継続する必要がある場合は、工事主が許可期間内に改めて立てた土石の堆積の計画の変更許可申請について、継続して堆積させることが適切であるか確認できた場合、堆積期間の延長に関する変更許可を行うものである。
(明らかに土石が長期間放置されているような状況は、土石の堆積として許可し続けることはできませんのでご注意ください。)

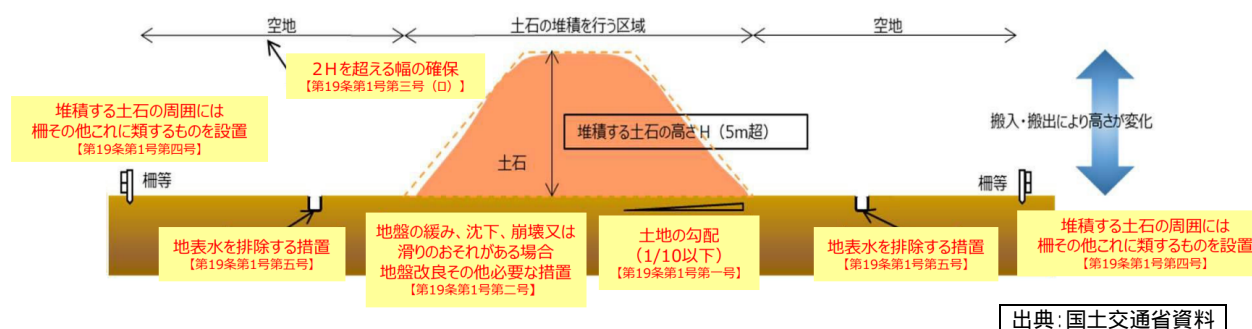
3. 土石の堆積の基本的な考え方

- 土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土のもう買い防止に資する技術的基準を適用するのは適当ではないことから、堆積箇所の選定にあたっては、土石が崩壊した場合に周辺の土地に影響を及ぼさない箇所を選定することを基本とし、防災措置の観点から、土地の地盤の勾配を緩くすることや家屋等保全対象との離隔(空地)の確保が重要である。
- 雨水その他の地表水により堆積した土石が崩壊しないよう、堆積箇所の周辺に側溝を設置する等、適切な措置を検討する必要がある。

(イ) 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



4 土石の堆積の設計・施工上の留意事項

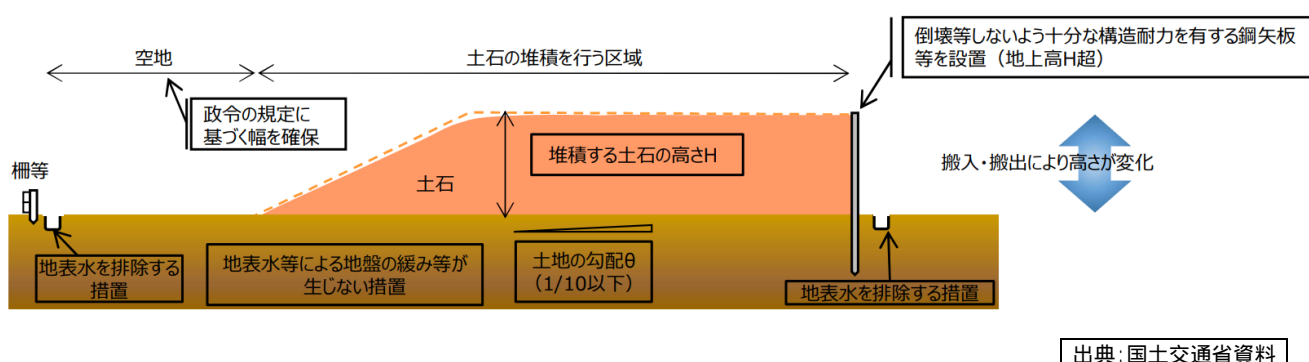
- 土石の受け入れについて、堆積する土石の種類は第4種建設発生土以上相当とすることが望ましい。なお、第4種建設発生土相当の土石の割合が高い場合は堆積高さや勾配等に十分配慮し、土石の崩壊が発生しないような堆積計画が必要である。
- 泥土相当の土石を堆積する場合は、堆積地区外に流出しないようにする等、適切な措置が必要である。
- 堆積した土石の管理方法においては、土石の堆積時に濁水や飛砂による周辺環境への影響が発生しないように管理することや、土石の搬入元、搬出先、搬入土量、搬出土量、堆積した土石の種別について管理し、完了確認時まで保管する必要がある。

(ハ) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の代表的な種類及び設計方法は次のとおりである。

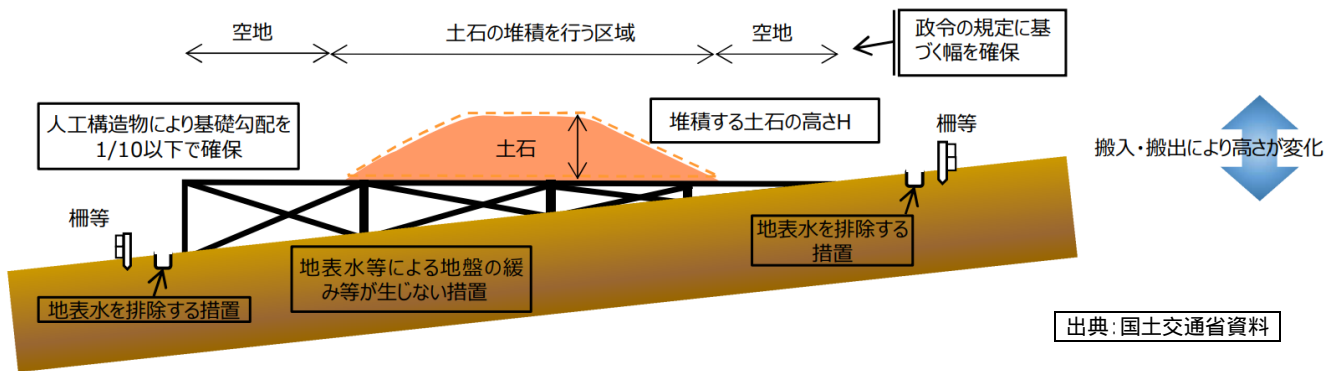
A) 鋼矢板等の設置

土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置する。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。



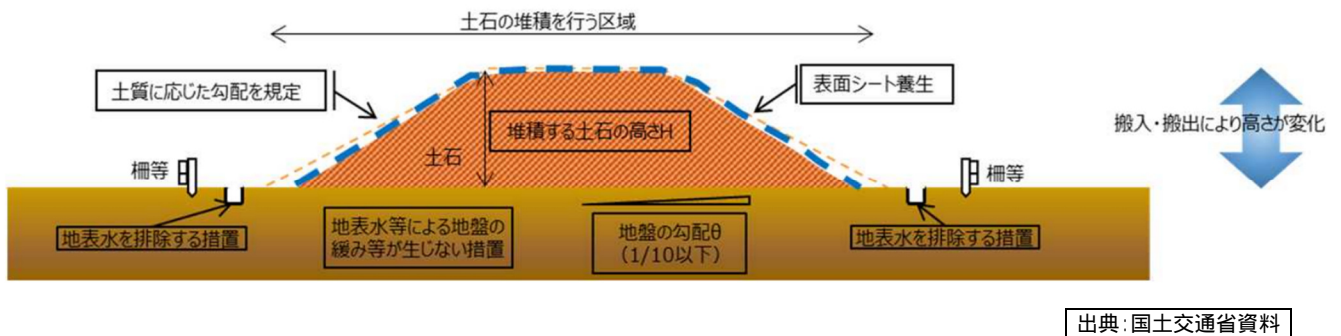
B) 構台等の設置

構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する。土石を堆積する面（空地を含む）の勾配は10分の1以下を確保する。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。



C) 堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護

堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による侵食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護する。なお、土石の堆積が盛土と異なり、十分に締固めが実施されないことが想定されるため、堆積勾配は安定性を確保するために1：2.0よりも緩くすることが望ましい。



「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流入を防止できるように素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

4 - 3 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格

(1) 対象工事 (法第13条第2項、政令第21条)	
	・ 高さが 5m を超える擁壁の設置 ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m² を超える土地における排水施設の設置 【注】開発許可によるみなし許可で、上記のいずれかに該当する場合は、開発許可を受ける計画についても、同条の規定が適用されますので、ご注意ください。
(2) 設計者資格 (法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号)	
上記(1)の工事については、下記の から のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。	
	学校教育法による大学(短期大学を除く。) 又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
	学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程(夜間において授業を行うものを除く。) を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
	に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
	国土交通大臣が から のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者(以下、ア～オのとおり。)
ア	学校教育法による大学(短期大学を除く。) の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
イ	技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。) 又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。) とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成 15 年文部科学省令第 36 号) の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。) とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年文部科学省令第 45 号) の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。) とするものに合格した者を含む。)
ウ	建築士法による一級建築士の資格を有する者
エ	土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者
オ	アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者